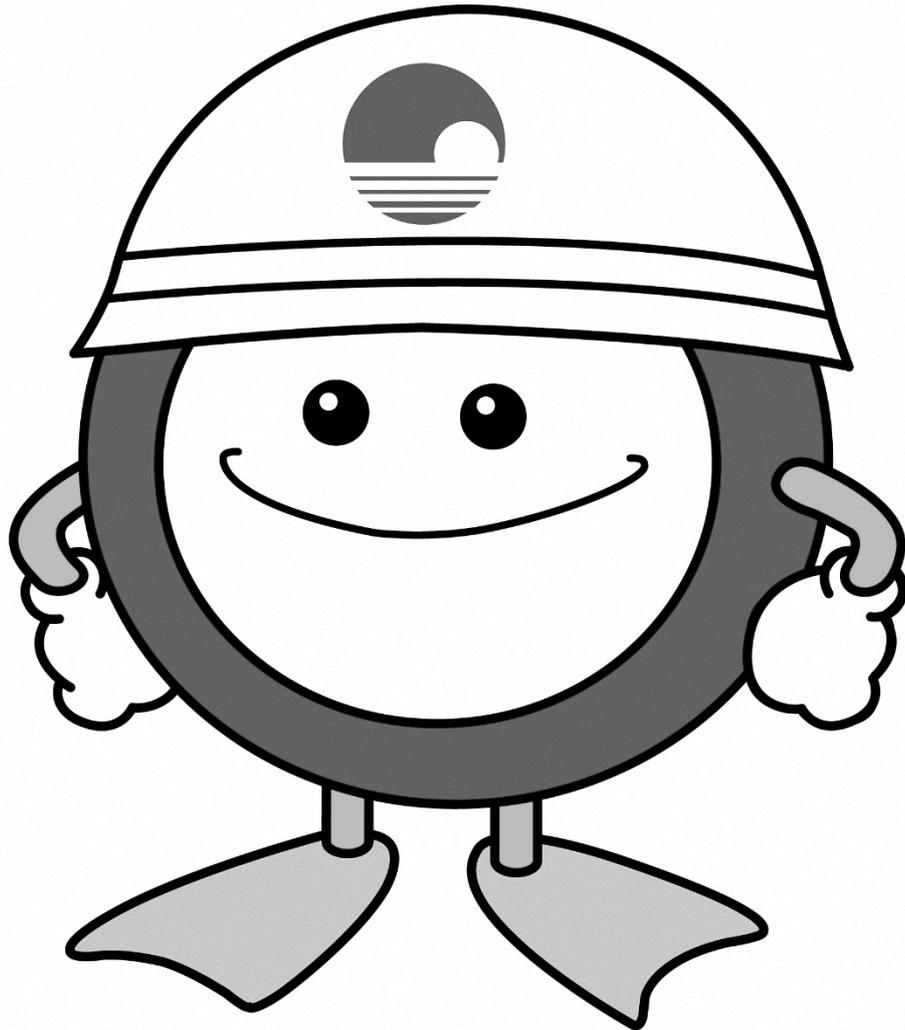


令和6年度

下水道排水設備指定工事店事務連絡



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

上越市 都市整備部 生活排水対策課

目 次

- 1 指定工事店の責務及び遵守事項について (P1~9)
- 2 排水設備工事の流れについて (P10)
- 3 排水設備工事の手順について (P11)
- 4 阻集器について (P12~13)
- 5 排水設備工事に係る検査について (P14)
- 6 「公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届出書」について (P15~16)
- 7 指定工事店に係る届出等について (P17~18)
- 8 その他注意事項 (P19~20)
- 9 排水設備工事に関する問合せ先 (P21)
- 10 排水設備工事の設計及び施工に関する注意事項 (別紙資料)
- 11 排水設備工事完了検査指摘事項

1 指定工事店の責務及び遵守事項について

(1) 法令等の違反により「口頭注意」又は「警告」を受けた指定工事店の数（令和3～6年度）

違反の内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (令和7年2月時点)
未申請接続工事	0	1	0	0
完了届遅延	1	0	0	1
名義貸し	1	0	0	0

(2) 法令等の違反により「指定の取り消し」又は「指定の効力の一時停止」を受けた指定工事店の数（令和3～6年度）

措置の内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (令和7年2月時点)
指定の取消し	0	0	0	0
指定の効力の一時停止	1	1	1	0

(3) 未申請接続工事又は完了届の遅延等による市民への影響

未申請接続工事や完了届の遅延等により下水道使用料が未賦課となる期間が生じた場合、接続時点(工事完了日)に遡り、使用者から下水道使用料を徴収いたします。場合によっては数万円から数十万円になることもあります。

(4) 関係法令・規則等に違反した場合の措置

法令等に違反した場合は、要領（後掲）に基づき指定の取消しや一時停止の措置を受ける場合があります。措置を受けてしまうと、当該指定工事店に対する市民等からの信頼・信用が損なわれてしまいます。

(5) 上越市下水道条例等について

上越市下水道条例等は、上越市ホームページ(<https://www.city.joetsu.niigata.jp>)に掲載されています。

○ 下水道条例等を見るには・・・

トップページ > 上越市の情報 > 「行政情報」内の「条例・規則・要綱」
> 「条例・規則・要綱集」 > [上越市条例・規則・要綱集（外部リンク）](#)
> 「基本」等から「下水道」で検索

「上越市条例・例規集」へはこちらからもアクセスできます→



○ 「生活排水対策課」のページを見るには・・・

トップページ「よく見られるページ」内の「組織でさがす」
> 「都市整備部」内の「生活排水対策課（下水道センター）」をクリック

「生活排水対策課（下水道センター）」へはこちらからもアクセスできます→



(参考)

■上越市下水道条例（抜粋）

（排水設備等の計画の確認）

第5条 排水設備又は前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（排水設備等の工事の実施）

第6条 排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「上越市下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

2 上越市下水道排水設備指定工事店に関し必要な事項は、規則で定める。

（排水設備等の工事の検査）

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、市長は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

■上越市下水道条例施行規則（抜粋）

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第3条 排水設備を設置するときは、法令及び条例第3条に規定するもののほか、次の各号に定める基準によらなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 汚水を排除すべき管渠は、暗渠とすること。ただし、前条第1項に規定する汚水を排除する場合又は製造業若しくはガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- (2) 排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では20センチメートル以上、私道では60センチメートル以上とすること。
- (3) 暗渠の起点、屈曲点、合流点又は内径若しくは種類を異にする管渠の接続点には、ますを設置すること。
- (4) ますは、円形又は正方形とし、管渠の口径及び埋設の深度に応じ清掃に支障のない大きさとすること。
- (5) 第3号において、ますを設置することが困難な場合又は管渠の検査及び清掃に必要と認められる箇所には、清掃口を設けること。
- (6) 排水管は、ます又はマンホールの内面から突き出ないように設け、その取付箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

(7) 台所、浴室、洗濯場その他の排水施設から汚水が流入する管渠の受口には、ごみの流入を防止するのに有効な目幅をもった網等を設けること。

(8) 食堂、揚物店等で油脂類を多量に排除する箇所には、油脂遮断装置を設置すること。

(排水設備等の計画確認申請等)

第4条 条例第5条の規定による確認を受けようとする者は、排水設備等計画(変更)確認申請書(第3号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、計画変更の確認の申請においては、市長の指示により書類の添付及び記載の内容を一部省略することができる。

(1) 設計書 使用材料、単価及び金額を記入すること。

(2) 位置図 排水設備等の新設等をする土地の位置を明示すること。

(3) 平面図 縮尺は100分の1とし、次の事項を記載すること。ただし、必要に応じて縮尺を変更することができる。

ア 道路、隣接地との境界線及び接続ますの位置並びにその土地の面積

イ 建物、水道、井戸、台所、浴室、洗濯場及び便所等の位置

ウ 排水設備等の位置

(4) 縦断面図 縮尺は、横は平面図に準じ、縦は10分の1とし、管渠の大きさ、勾配及び地盤高を記載すること。

(5) 構造詳細図 縮尺は、20分の1程度とし、排水設備等の構造、形状及び寸法を記載すること。

2 市長は、前項の申請書を受受理し、これを確認したときは、排水設備等計画確認書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(排水設備等の工事完了の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完了届出書(第5号様式)によらなければならない。

■上越市下水道排水設備指定工事店規則(抜粋)

(資格要件)

第3条 指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 責任技術者が1人以上専属していること。

(2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。

(3) 県内に営業所があること。

2 市長は、指定工事店の指定を受けようとする者が前項各号に掲げる要件を備えている場合であっても次の各号のいずれかに該当するときは、その者を指定工事店として指定しない。

- (1) 第11条第2項の規定により指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していないとき。(指定を取り消された法人の代表者が個人又は他の法人の代表者として指定を受けようとする場合を含む。)
- (2) 指定工事店の指定を受けようとする者(当該者が法人である場合にあっては、その役員)が責任技術者の登録を取り消されてから2年を経過していないとき。
- (3) 指定工事店の指定を受けようとする者(当該者が法人である場合にあっては、その役員)が破産者であるとき。
- (4) 排水設備工事に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるとき。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるもの(以下「法令等」という。)に従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 排水設備工事は、適正な費用で施工しなければならない。
- (3) 排水設備工事の契約に当たっては、工事に要する費用の額、工事の期限その他必要な事項を明示しなければならない。
- (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 指定工事店としての名義を他の者に貸してはならない。
- (6) 排水設備工事は、条例第5条に規定する市長の確認を受けたものでなければ施工してはならない。
- (7) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下でなければ設計及び施工をしてはならない。
- (8) 排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障等については、災害又は使用者の責めに帰すべき理由によるものを除き、無償で補修しなければならない。
- (9) 災害が発生した場合等において排水設備の復旧に関し市長から協力の要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第11条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、指定工事店の指定を取り消さなければならない。

2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を一時停止することができる。

- (1) 法令等に違反したとき。
- (2) 排水設備工事に関し不誠実な行為があるなど市長が指定工事店として不適当と認めるとき。

■上越市下水道排水設備指定工事店指定取消し及び一時停止措置要領（抜粋）

（指定の取消し）

第2条 規則第11条第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消すときは、別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当するときとする。

2 指定を取り消された指定工事店は、市長が指定を取り消した時に上越市下水道条例施行規則（昭和63年上越市規則第32号）第4条第1項に規定する排水設備等計画（変更）確認申請書（以下「確認申請書」という。）を既に提出している排水設備工事については、施工することができるものとする。

（指定の効力の一時停止）

第3条 規則第11条第2項各号のいずれかに該当することにより指定の効力の一時停止（以下「一時停止」という。）をするときは、別表第2の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときとし、当該措置要件の区分ごとに同表の期間の範囲内において右欄に定める区分別期間（以下「区分別期間」という。）により一時停止をする期間を定めるものとする。

2 一時停止をされた指定工事店は、市長が一時停止をした時に確認申請書を既に提出している排水設備工事については、施工することができるものとする。

（下請人の指定の取消し又は一時停止）

第4条 市長は、指定を取り消し、又は一時停止をされる指定工事店に責めを負うべき下請人がある場合で当該下請人が指定工事店であるときは、当該下請人についても指定を取り消し、又は一時停止をするものとする。

（警告等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、指定工事店に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（改善措置の報告）

第9条 市長は、一時停止をされ、又は前条の規定により警告若しくは注意の喚起を行われた指定工事店から必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

別表第1（第2条関係）

措置要件	
1 規則第11条 第2項第1号 に該当する とき。	(法令等の違反) 指定工事店である個人又は法人及び指定工事店である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）の規則第7条第1項に規定する法令等の極めて悪質な違反が発覚したとき。
2 規則第11条 第2項第2号 に該当する とき。	(不正行為又は不誠実な行為) (1) 排水設備工事及びその届出行為に関し不正行為又は不誠実な行為をし、警告又は注意の喚起を行われたにもかかわらず常習的に不正行為又は不誠実な行為を行なっていると認められるとき。
	(不適切な安全管理措置により生じた公衆損害) (2) 排水設備工事に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。
	(3) 上越市建設工事入札参加資格審査規定に基づき参加資格が取消しとなったとき。
	(4) 上越市ガス水道局競争入札参加資格及び審査に関する規程に基づき参加資格が取消しとなったとき。
	(5) 指定工事業者の指定取消し及び指定の効力停止要綱（上越市ガス水道局）に基づき指定取消しとなったとき。

別表第2（第3条、第7条関係）

措置要件	期間	区分別期間
1 規則第11条 第2項第1号 に該当する とき。	市長が違反を知った日から 1月以上6月 以内	悪質な行為や人命にかかわる行為など、その罪状にあわせて停止の期間を定める。

別表第2（第3条、第7条関係）

措置要件		期間	区分別期間	
1 規則第11条 第2項第1号 に該当する とき。	(2) 指定工事店の代表役員等以外の役員、職員、使用人等の規則第7条第1項に規定する法令等の違反が発覚したとき。	市長が違反を知った日から2週間以上3月以内	悪質な行為や人命にかかわる行為など、その罪状にあわせて停止の期間を定める。	
2 規則第11条 第2項第2号 に該当する とき。	(不正行為又は不誠実な行為) (1) 排水設備工事及びその届出行為に関し不正行為又は不誠実な行為を行い、初回に口頭注意を受け、その後再び同様の行為を行い、警告書を発せられたにもかかわらず、改善されないとき。	市長が定めた日から1月以上6月以内	1月	警告を経てなお排水設備工事の届出行為に不正・不誠実な行為があった場合。
			2月	届出行為の不正・不誠実な行為による1月の停止期間があった後、再び同様の行為があった場合。
			3月	届出行為の不正・不誠実な行為による2月の停止期間があった後、再び同様の行為があった場合。また、悪意により届出行為に不正・不誠実な行為があった場合。
			4月	届出行為の不正・不誠実な行為による3月の停止期間があった後、再び同様の行為があった場合。
			5月	届出行為の不正・不誠実な行為による4月の停止期間があった後、再び同様の行為があった場合。
			6月	届出行為の不正・不誠実な行為による5月の停止期間があった後、再び同様の行為があった場合。また、届出行為に不正・不誠実な行為による3月以上の停止期間があった後、悪意による同様の行為があった場合。

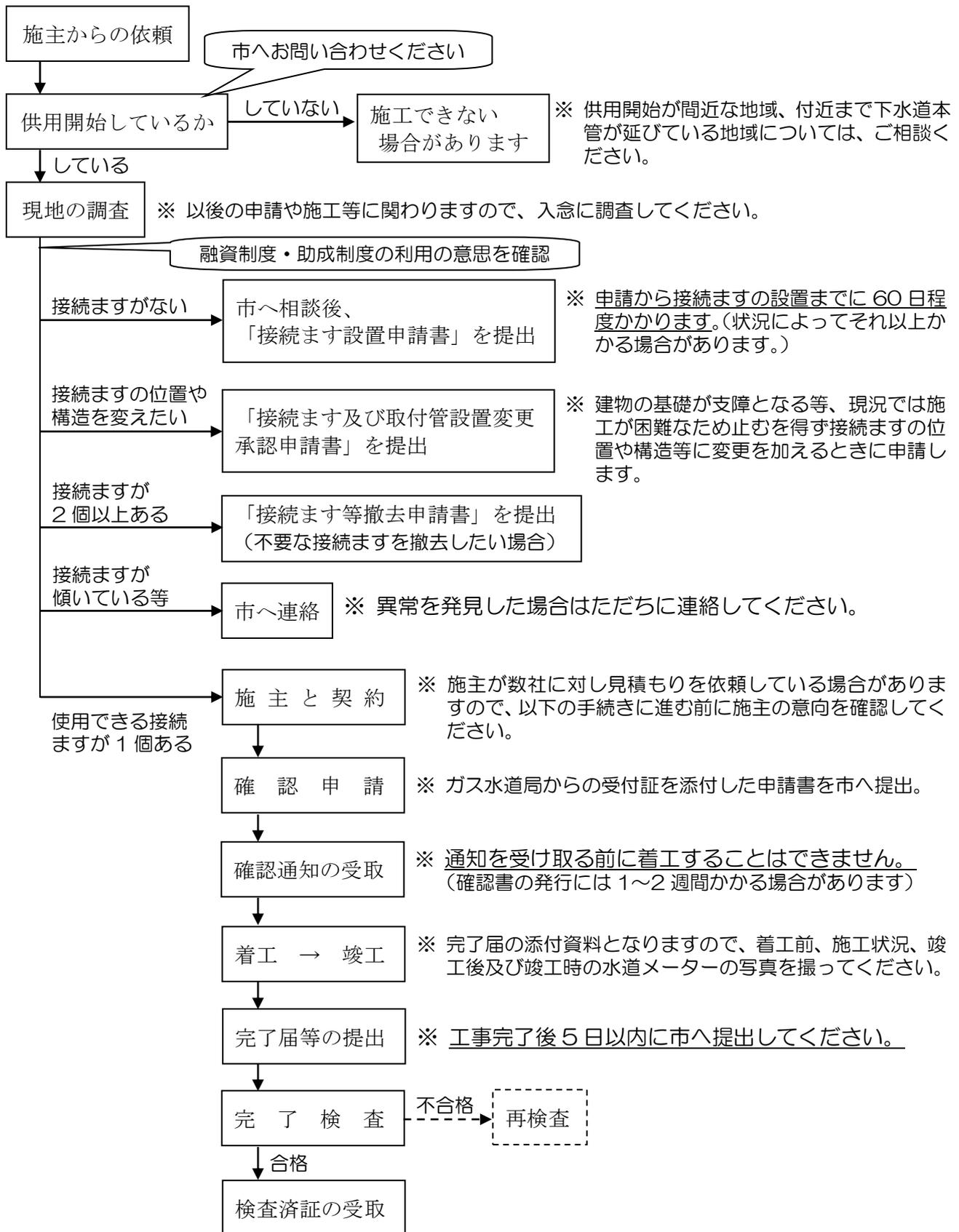
別表第2（第3条、第7条関係）

措置要件		期間	区分別期間	
2 規則第11条 第2項第2号 に該当する とき。	(不適切な安全管理措置により生じた公衆損害)	市長が定めた 日から2週間 以上3月以内	2週間	公衆に負傷者がいなく構造物等に軽微な損害を与えた場合。
			1月	公衆に軽微な負傷をさせたとき。また構造物に損害を与えた場合。
			2月	公衆に入院、長期の通院などの負傷をさせた場合。また構造物に重大な損害を与えた場合。
			3月	公衆に長期の入院を伴う負傷をさせた場合。また当該工事にかかる構造物の他に周りに構造物にまで重大な損害を与えた場合。
	(3) <u>排水設備工事に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該工事の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた</u> と認められるとき。		2週間	当該工事の関係者1人が負傷した場合。
			1月	当該工事の関係者が長期の通院を伴う負傷をした場合。また当該工事の関係者が複数人が負傷した場合。
			2月	当該工事の関係者が長期の入院を伴う負傷をした場合。
			3月	当該工事の関係者が死亡した場合。

別表第2（第3条、第7条関係）

措置要件		期間	区分別期間	
2 規則第11条 第2項第2号 に該当すると き。	(過失による粗雑工 事) (4) 排水設備工事に 当たり、過失により 工事等を粗雑にし たと認められると き(瑕疵(かし)が 軽微であると認め られるときを除 く)。	市長が定めた 日から1月以 上6月以内	1月	排水設備工事が過失により 粗雑であった場合。
			2月	粗雑工事による1月の停止 期間があった後、再び同様の 工事を行った場合。
			3月	粗雑工事による2月の停止 期間があった後、再び同様の 工事を行った場合。また排水 設備工事が悪質な過失によ り粗雑であった場合。
			4月	粗雑工事による3月の停止 期間があった後、再び同様の 工事を行った場合。
			5月	粗雑工事による4月の停止 期間があった後、再び同様の 工事を行った場合。
			6月	粗雑工事による5月の停止 期間があった後、再び同様の 工事を行った場合。また粗雑 工事による3月以上の停止 期間があった後、排水設備工 事が悪質な過失により粗雑 であった場合。
	(5) 上越市建設工事 請負業者指名停止 措置要領に基づき 指名停止となった とき。	上越市建設工事請負業者指名停止措置要領及び同別 表第1、第2の当該期間を準用する。		
	(6) 上越市ガス水道 局建設工事請負業 者指名停止措置要 領に基づき指名停 止となったとき。	上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要 領及び同別表第1、第2の当該期間を準用する。		

2 排水設備工事の流れについて（「排水設備の設計と施工」P8）



3 排水設備工事の手順について

手 順	提 出 書 類 等	注 意 事 項
① 確認申請	市へ「排水設備等計画確認申請書」を提出。 〔添付書類〕 ・ 設計書 ・ 位置図（住宅地図等） ・ 平面図 ・ 縦断面図 ・ 構造詳細図（阻集器等を設置する場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス水道局でガス管及び水道管の埋設状況を確認のうえ、申請書に受付証を添付したものを提出する。 ・ 申請者が企業等の場合は、社名だけでなく代表者の役職と氏名も記載する。
② 確認通知の受け取り	市から「排水設備等計画確認書」を受け取る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行までに1週間から2週間程度かかる場合があります。
③ 着工 →竣工		<ul style="list-style-type: none"> ・ ②の<u>確認通知を受け取るまで着工しない</u>。 ・ 確認申請の内容から大きな変更等がある場合は、事前に市と協議する。
④ 完了届等の提出	市へ以下の書類を提出。 ① 「排水設備等工事完了届出書」 〔添付書類〕 ・ 位置図（住宅地図等） ・ 工事写真 （着工前、施工中、竣工後） ・ 水道メーター指針の写真 ② 「排水設備等変更確認申請書」 〔添付書類〕 ・ 設計書 ・ 位置図（住宅地図等） ・ 平面図（2部） ・ 縦断面図（2部） ・ 構造詳細図（実際に設置した阻集器等の資料を添付する） ③ 「公共下水道使用開始届出書」 「公共下水道使用開始及び排水設備等工事完了に伴う承諾書」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>工事の完了から5日以内に提出する</u>。 ・ 着工前写真などに、グーグルストリートビューの写真は使用しない。 ・ <u>メーター番号と指針が判別できるように撮影する</u>。 ・ 変更確認申請書は、施工内容に変更がなくても提出する。 ・ 平面図及び縦断面図（各1部）は完了検査の際に施主へ交付する。 ・ <u>二世帯住宅やアパート等で水道メーターが複数個ある場合は、開始届出書を水道メーターごとに提出する</u>。
⑤ 完了検査	市の検査を受け、合格すると下記書類を施主へ交付。 ○ 「排水設備等変更確認書」 ※ 工事図面を添付 ○ 検査済証（ステッカー）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了検査の際は、施主及び責任技術者から立ち会っていただくこと。 ・ 検査済証は建物の外から見やすい場所に貼付すること。

施主に対し、補助制度・融資制度の利用の意思を確認してください。

4 阻集器について

(1) 阻集器の機能について

① グリース阻集器

- ・ 油脂阻集器、グリーストラップ、油脂分離器等とも呼ばれ、厨房等からの汚水に含まれる油脂類を抑留、冷却、凝固させて除去することにより、油脂類が排水管に流入し管を閉塞するのを防ぐ。営業目的に設置される厨房等には原則として設置すること。

【例】業務用厨房（飲食店、小売店、ホテル、学校、福祉施設、食品工場等）

② オイル阻集器

- ・ 油分離器、オイルトラップ等とも呼ばれており、事業場等でガソリン、油類が流出する箇所に設ける。
- ・ ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管内に流入して悪臭や爆発事故が発生するのを防ぐ。

【例】洗車機、自動車分解整備場 等

(2) 「排水設備等計画（変更）確認申請書」に添付する書類について

グリース阻集器又はオイル阻集器等の阻集器を設置する場合は、「排水設備等計画確認申請書」及び「排水設備等変更確認申請書」に以下の書類を添付すること。

① 構造詳細図

- … 阻集器の構造を記した図面（カタログ）

② 容量算定書

- … 容量の算定に用いた数値及び計算式を記した書類

③ 容量の算定に用いた数値の根拠を記した書類

【例】

ア グリース阻集器又はオイル阻集器の選定にあたり、日本阻集器工業会が定める選定基準を用いる場合

- … 当該基準に基づく計算に用いる係数を記した表

イ グリース阻集器の選定にあたり、日本阻集器工業会が定める選定基準を用いる場合で、「店舗全面積に基づく選定方法」を用いる場合

- … 前記アに加え、当該面積の根拠（店舗の範囲、面積の計算式等）を記した書類
※ 平面図に表示してもよい。

ウ グリース阻集器又はオイル阻集器の選定にあたり、水栓の口数を基に算定する場合

- … 前記アに加え、当該水栓の位置及び個数を記した書類
※ 平面図に表示してもよい。

- * なお、グリース阻集器等の設置が必要と思われる業種で、グリース阻集器等を設置しない場合は、理由書(任意様式)を添付すること。

【例】 コンビニエンスストアで油を使用して調理を行わない店舗

グリーストラップの選定にあたり日本阻集器工業会が定める選定基準を用いる場合の注意事項

- グリース阻集器の規格（選定基準）が従来の「SHASE-S217-2008」から「SHASE-S217-2016」へ改定されています。
 - ※ 日本阻集器工業会では、2019年から「SHASE-S217-2016」に適合したものを正式な認定品としています。

- グリーストラップの選定にあたり、旧規格の「SHASE-S217-2008」等を用いて選定しないよう、ご注意ください。

日本阻集器工業会ホームページURL
<http://www.nihon-soshuki.jp/>

日本阻集器工業会ホームページ →



5 排水設備工事に係る検査について

(1) 検査日時の連絡について

- ① 「排水設備等工事完了届出書」を提出していただいた後、日程を調整のうえ、検査日時を下記により連絡します。

施工場所	日程の調整及び検査日の通知の方法
合併前の上越市 頸城区 三和区 名立区	○ 毎週火曜日までに完了届の提出があったものについて、原則として翌週月曜日から金曜日までの間に検査を行います。 ○ 検査日時はFAX又はメールで通知します。
上記以外	○ 完了届の提出を受けた後、随時日程を調整し、検査日時を電話又はFAXで通知します。

- ② 検査当日は、水回りの確認及び通水の確認等を行うため屋内へ立ち入りますので、施主に対し事前に説明のうえ了承を頂いてください。

(2) 検査当日の立会について

- ① 検査開始時間の10分前までに、接続ます及び汚水ますの蓋を開けて検査の準備をしてください。 ※接続ますの状況も確認しています。
- ② 原則として、工事を担当した責任技術者1人に立ち会っていただきます。やむを得ず担当の責任技術者が立会できない場合は、代理の責任技術者（現場を把握している人）が立ち会ってください。
- ③ 大規模な事業所等については、通水の確認等が円滑に行えるよう、2人以上の立会（うち1人は工事を担当した責任技術者）をお願いします。
- ④ 検査終了後、立ち会った責任技術者から完了届に署名していただきます。
- ⑤ 完了届を提出する前に、平面図及び縦断面図が現地の施工状況と整合が図られているか十分に確認してください。

※ 平面図及び縦断面図は、検査終了後に「排水設備等変更確認書」の添付書類として施主にもお渡ししています。完了検査時に提出図面の誤り等が発見された場合、その場で図面を渡すことができず、施主へ迷惑を掛けることになります。

※ 不適切な施工を確認した場合、再施工や再検査の実施をお願いすることがあります。その場合、施主から指定工事店としての信頼・信用を失う可能性や不信感に繋がりますのでお気を付けください。

6 「公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届出書」について

下記の点について注意のうえ、提出してください。

- (1) 新築や建替えに伴う排水設備工事において、ハウスメーカーや工事業者等の名義で工事用水道を使用した場合、排水設備工事が完了すると、完了日から施主名義の水道及び下水道の使用開始日が通常同日となります。しかしながら、下水道の使用開始日が水道の使用開始日（開栓日）より**後の日付**になっている届出書が散見されます。

このような場合、「水道の使用開始日」と「下水道の使用開始日」は**原則として同日**としてください。なお、水道と下水道の使用開始日が異なる**明確な理由**（お客様に説明がつく理由）がある場合は、届出書にその旨をご記入願います。

※令和3年9月より、水道・下水道料金の算定方法が改正され、日割り計算（基本料金部分のみ）が導入され、使用日数が1日違うと、1日分の料金の差が発生します。

- (2) 「開始届」又は「再開届」の提出が遅れた等の理由により、下水道を使用しているにもかかわらず使用料が賦課されない事例があります。**下水道の使用を開始・休止・廃止又は再開した場合は、速やかに必要な届出を行ってください。**

また、下水道に接続後、外構工事等で完了までに期間を要する場合は市と協議のうえ、開始届を先に提出してください。

- (3) 特に、「**休止届**」を提出した後の「**再開届**」の提出漏れが多くあります。

（よくある例）

○下水道に接続済みの住宅を全面的にリフォームする際に「**休止届**」を提出した。その後、工事が終わり、居住を再開したが、「**再開届**」の提出を忘れてしまった。

↓

建物のリフォーム工事等に伴い「**休止届**」を提出したものの、関係者（建物工事の受注者、排水設備工事を行う指定工事店、建物の所有者、使用者等）間の申し送りが不十分であったことが原因で「**再開届**」が提出されなかった、という事例が多発しています。

※「**再開届**」を提出せずに下水道を使用していたことが発覚した場合は、原則として使用者から、使用を開始した時点まで遡って使用料をお支払いいただくこととなりますので、提出漏れが無いよう十分にご注意ください。

- (4) 排水口が同じであっても、水道メーターが複数設置されている場合（共同住宅、二世帯住宅、敷地内の既存建物とは別に新居を建築するなど）は、必ず水道メーターを確認のうえ、水道メーターごとに使用開始届出書を提出してください。

- (5) 「**廃止届**」を提出する際は、止管処理（キャップ止め）をした写真を添付してください。

7 指定工事店に係る届出等について

(1) 「指定工事店異動届」について

以下の事項に変更があった場合は、速やかに「指定工事店異動届」を提出してください。

No.	届出事項	届出が必要となる場合の例
1	商号（組織）	○ 法人名の変更、又は支店・営業所名の変更等に伴い、指定工事店の名称を変更したとき
2	代表者の氏名	○ 法人の代表者の交代、又は支店・営業所の代表者の変更等に伴い、指定工事店の代表者が交代したとき
3	責任技術者	○ 専属する責任技術者を新たに雇用したとき ○ 専属する責任技術者が退職したとき ○ 事業所内の異動等に伴い、専属する責任技術者の交代や追加、減員等があったとき
4	住居表示	○ 営業所の所在地の住居表示に変更があったとき (例) 変更前：「上越市大字〇〇1234番地」 ↓ 変更後：「上越市〇〇1丁目2番3号」
5	電話番号	○ 営業所の電話番号を変更したとき (FAX番号の変更については、届出は不要ですが、 <u>変更後の番号を市へ連絡してください。</u>)
6	営業所の所在地	○ 営業所を移転したとき
7	営業所の所在地 (仮移転の場合)	○ 営業所を一時的に移転したとき

※ 添付書類は「指定工事店異動届」の様式に記載されています。

(2) 「指定工事店指定辞退届」について

専属する責任技術者の退職等により指定工事店の要件を満たすことができなくなった場合、又は指定工事店としての事業を廃止もしくは休止しようとする場合は、ただちに「指定工事店指定辞退届」を提出してください。

※ 添付書類・・・指定工事店証

(3) 「指定工事店証再交付申請書」について

指定工事店証を毀損又は紛失した場合は、ただちに「指定工事店証再交付申請書」を提出してください。

※ 添付書類・・・指定工事店証（毀損の場合）

(4) 様式のダウンロードについて

上記(1)「指定工事店異動届」、(2)「指定工事店指定辞退届」及び(3)「指定工事店証再交付申請書」の様式は、上越市ホームページからダウンロードすることができます。

上越市ホームページURL <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

(掲載場所)

- トップページ「よく見られるページ」内の「組織でさがす」
 - > 「都市整備部」内の「生活排水対策課（下水道センター）」
 - > 「その他」内の「各種様式」
 - > ページ下部「排水設備指定工事店関係」
- 「各種様式」へはこちらからもアクセスできます →



(5) 新潟県下水道公社関係の「下水道排水設備工事責任技術者」に係る届出について

① 指定工事店変更の届出

責任技術者は、専属する指定工事店を変更したときは、ただちに「下水道排水設備工事責任技術者専属指定工事店変更届」を提出しなければなりません。

② 責任技術者証の再交付の申請

責任技術者は、責任技術者証を汚損、紛失したとき、または氏名もしくは住所に変更があった場合は、ただちに「下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書」を提出しなければなりません。

③ 届出書及び申請書の提出先

①の届出書及び②の申請書は、市（生活排水対策課）へ提出してください。

※ 県内の他市町村の下水道担当窓口でも可。

④ 様式について

上記①「下水道排水設備工事責任技術者専属指定工事店変更届」及び②「下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書」の様式は、(公財)新潟県下水道公社ホームページからダウンロードすることができます。

(公財)新潟県下水道公社ホームページURL <http://www.niigata-gesuikou.or.jp/>

(掲載場所)

- トップページ右側「各種様式・安全管理関係資料ダウンロード」
 - > 「排水設備工事責任技術者に関する様式」
- 「指定様式等ダウンロード」へはこちらからもアクセスできます →



8 その他注意事項

(1) 下水道への接続工事に係る支援制度について (P20 参照)

生活排水対策課の支援制度には、「排水設備設置資金融資制度・利子補給制度」や「排水設備設置工事費助成制度」があります。

市民から「排水設備工事に係る補助制度等はないのか」といった相談がありましたら、これらの制度を紹介していただくとともに、詳しくは市へ問い合わせるようお願いください。

また、これらの制度を利用するには、工事着工前の申請が必要ですので、申請にあたっては関係書類の作成等にご協力をお願いします。

※ 各支援制度の案内チラシがありますので、必要な場合はご連絡ください。

(2) 「接続ます設置申請書」及び「接続ます及び取付管設置変更承認申請書」について

① 「接続ます設置申請書」について

接続ますの新設を希望する場合は、市へ「接続ます設置申請書」を提出してください。

申請から設置までに 60 日程度かかります (それ以上の日数を要する場合があります)。

なお、原則として 12 月から翌年 3 月までの間は道路の掘削工事ができないため、接続ますを設置することができません。

② 「接続ます及び取付管設置変更承認申請書」について

接続ますの構造等を変更したい場合は、「接続ます及び取付管設置変更承認申請書」を工事着工前 (概ね 2 週間前まで)に提出してください。近年、着工の直前に申請書を提出するケースや未申請のまま着工するケースがございますので、早めの提出をお願いします。

(3) 工場や事業場等の下水道接続について

工場や事業場等からの排水には、下水道施設の処理能力に影響を及ぼすものが含まれている場合があります。市の基準を満たしていない排水を下水道へ接続する場合は、各種届出の提出や、排水の水質が一定の基準を満たすよう処理施設を設ける必要があります。

このため、工場や事業場の排水を下水道へ接続する場合は、事前に申請地内において下水道法に規定された「特定施設」が設置されていないか (設置する予定があるか)、下水道施設の機能を低下させる恐れ、施設を損傷する恐れのある汚水を下水排除基準の水質まで処理する「除害施設」が設置されているか (設置する予定があるか) を必ず確認したうえで、特定施設・除害施設の有無にかかわらず可能な限り早い段階から市へご相談ください。

※ 排水の水質基準や必要となる手続き等をまとめた「工場・事業場排水の手引き」を上越市ホームページに掲載しています。

上越市ホームページURL <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

(掲載場所) トップページ「よく見られるページ」内の「組織ですがす」

> 「都市整備部」内の「生活排水対策課 (下水道センター)」

> 「排水設備」内の「工場または事業場などの下水道接続」

> 「『工場・事業場排水の手引き』について」

「工場または事業場などの下水道接続」へはコチラからもアクセスできます→



下水道への接続工事に係る支援制度について

※ 必ず工事着工前に申請してください。

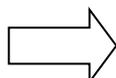
工事の内容や市税の納入状況など、制度利用の要件を満たしているかどうかを市が事前に審査しますので、工事着工前に申請してください。

■ 排水設備設置資金融資制度、利子補給制度

下水道への接続工事費用について、融資を受けることができます。

融資制度を利用した方は、支払った利子に相当する額が補助金として交付される「利子補給制度」の対象となります。

	融資制度
利 率	1.50%/年
借入上限	130 万円
償還期間	10 年以内



利子補給制度
金融機関に支払った利子に相当する額が補助金として交付されることにより「 <u>実質無利子</u> 」で融資を利用することができます。



■ 排水設備設置工事費助成制度

下水道への接続工事に要する費用を助成します。

対象区域	下水道を使用できるすべての区域が対象となります。
対 象 者	「市民税及び県民税の非課税世帯」または「生活保護世帯」
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税及び県民税の非課税世帯 工事費の 20% (限度額 12 万円) ・ 生活保護世帯 工事費の全額 (限度額 60 万円)

■上越市役所 都市整備部 生活排水対策課 推進係

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1-3 (市役所木田第 3 庁舎内)

☎025-520-5794 (推進係) FAX025-520-5849

9 排水設備工事に関する問合せ先

施工場所	お問合せ先	所在地	電話番号
合併前の上越市、頸城区、三和区、名立区	生活排水対策課 推進係	木田 1 丁目 1-3 (市役所木田第 3 庁舎内)	025-520-5794 (推進係)
安塚区、浦川原区	浦川原区総合事務所 建設グループ	浦川原区釜淵 5 番地	025-599-2303 (建設グループ)
柿崎区、大潟区、吉川区	柿崎区総合事務所 建設グループ	柿崎区柿崎 6405 番地	025-536-6719 (建設グループ 管理班)
牧区、板倉区、清里区、中郷区	板倉区総合事務所 建設グループ	板倉区針 722 番地 1	0255-78-2141 (代表)